十五　第四条第一項第十一号イの危険工室の窓及び出口の扉

十五の二　第四条第一項第十一号ロの危険工室の窓及び扉に用いる金具

十五の三　第四条第一項第十一号ハの危険工室の窓

十六　第四条第一項第十二号イの内面の剥離及び内面の一部が火薬類に混入することを防止するための措置

十六の二　第四条第一項第十二号ロの飛散した火薬類の浸透又は浸入を防止するための措置及び飛散した火薬類を容易に除去できる措置

十六の三　第四条第一項第十二号ハの床面の、火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置

十五　危険工室の窓及び出口の扉について、非常の際に容易に避難できる構造となっていることを、目視等及び図面により検査する。

十五の二　危険工室の窓及び扉に用いる金具の材質を、目視等又は図面により検査する。ただし、摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十五の三　危険工室の窓について火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の状況を、目視等又は図面により検査する。ただし、直射日光により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十六　危険工室の内面について、内面の剥離及び内面の一部が火薬類に混入することを防止するための措置の状況を、目視等又は図面により検査する。

十六の二　危険工室の内面について、飛散した火薬類の浸透又は浸入を防止するための措置の状況を、目視等又は図面により検査し、及び飛散した火薬類を容易に除去するための措置の状況を、目視等又は図面により検査する。ただし、火薬類が飛散するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十六の三　危険工室の床面について、火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置の状況を目視等又は図面により検査する。ただし、火薬類が床面にこぼれ又は落下するおそれがない場合は、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査し、火薬類が落下す

十五　第四条第一項第十一号イの危険工室の窓及び出口の扉

十五の二　第四条第一項第十一号ロの危険工室の窓及び扉に用いる金具

十五の三　第四条第一項第十一号ハの危険工室の窓

十六　第四条第一項第十二号イの内面の剥離及び内面の一部が火薬類に混入することを防止するための措置

十六の二　第四条第一項第十二号ロの飛散した火薬類の浸透又は浸入を防止するための措置及び飛散した火薬類を容易に除去できる措置

十六の三　第四条第一項第十二号ハの床面の、火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置

十五　危険工室の窓及び出口の扉について、非常の際に容易に避難できる構造となつていることを、目視及び図面により検査する。

十五の二　危険工室の窓及び扉に用いる金具の材質を、目視又は図面により検査する。ただし、摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十五の三　危険工室の窓について火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。ただし、直射日光により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十六　危険工室の内面について、内面の剥離及び内面の一部が火薬類に混入することを防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。

十六の二　危険工室の内面について、飛散した火薬類の浸透又は浸入を防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査し、及び飛散した火薬類を容易に除去するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。ただし、火薬類が飛散するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十六の三　危険工室の床面について、火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置の状況を目視又は図面により検査する。ただし、火薬類が床面にこぼれ又は落下するおそれがない場合は、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査し、火薬類が落下すること